

## <質問>

無所属の神原宏一郎です。よろしくお願ひします。  
市議案第84号から市議案第89号の物件供給契約の締結について、質問させていただきます。

### 【太陽光発電システム、地上デジタル放送対応薄型テレビ及び校務用パソコンの契約について】

#### (一問目質問)

市議案第84号の太陽光発電システムの契約についてですが、3回の入札を行って頂いたが、落札者がなかったため、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号による随意契約になったとのことですが、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号には確かに「競争入札に付し入札者がいないとき、または再度の入札に付し落札者がいないとき」随意契約ができるとされていますが、再度の入札とはありますが、何回、入札したら随意契約ができるとは明記されていません。今回のケースでは、3回の入札を経て、随意契約に至ったわけですが、指名競争入札の入札回数を3回にした理由は何でしょうか？随意契約に至るまでに何回入札を行うかは、条例か規則等で決められているのでしょうか？また、今回のように指名競争入札を行い、入札者や落札者がなく随意契約を行う場合は、どのような方法で業者を選定することとなっているのでしょうか？

#### <答弁>

指名競争入札の回数につきましては、地方自治法施行令で指名競争入札に付した結果、落札者がいない場合に、直ちに再度入札をすることができるとされていますが、再度入札の回数につきましては、法令上特段の規定はございませんが、契約検査室で実施する物件供給の指名競争入札では、再度入札を2回までとし、入札回数については、3回を限度としていることを競争入札の入札説明会において示しております。

随意契約の対象業者は、最終の入札書において、最低賃金の提示を行った業者を選定しております。

市議案第85号から市議案第87号の地上デジタル放送対応薄型テレビの契約及び、市議案第88号、市議案第89号の校務用パソコンの契約についてですが、市議案第86号の地上デジタル放送対応薄型テレビ(タイプ B)は、予定価格が1台当りの単価が税込で32万3550円と割り切れるのですが、その他の物件については、予定価格を契約台数で割ると、1台当りの価格が割り切れない数値となります。どうして、割り切れない値になっているのでしょうか？それぞれの予定価格はどのようにして算出されたのでしょうか？

<答弁>

デジタルテレビ及び校務用パソコンの整備は国の交付金と補助金を100%活用して整備するものでございます。予定価格の積算においては、国の示された予算単価を基本に積算を行ったものでありますが、その予算単価には消費税が含まれていたため、割り戻しを行って設定をしたものであります。

なお、デジタルテレビの3案件につきましては、納品するテレビの台数と引き取り台数が異なることもあり、1台当りの単価が割り切れないものでございます。

(二問目質問)

太陽光発電システムの契約についてですが、3回も入札して頂いたにも関わらず落札に至らなかったのであれば、指名競争入札から一般競争入札に切り替えて入札を行うことも可能だったと思いますが、一般競争入札に切り替えて入札を行うことは考えなかったのでしょうか？どうして、すぐに随意契約を行われたのでしょうか？さらに、3回もの入札で、落札に至らなかった業者と随意契約を行われた理由は何でしょうか？

<答弁>

本市における物件供給契約については、一般競争入札方式を導入していないことから今回の指名競争入札を中止し、一般競争入札に切り替えることについては考えておりません。

今回の入札をすぐに随意契約とした理由ですが、再度入札において、落札者が不在時の対応方法として、改めて入札手続きをやり直すか、随意契約を行うかの二通りの方法がございまして。

今回は納期に制約があり、新たに競争入札方式に付した場合は、入札・契約手続きに時間を要し、契約時期を逸し、事務事業に影響が及ぶこと、また、市にとって最も有利な条件を提示した者を契約の相手方とするのが原則でございますので、最低価格を提示した業者と価格交渉を行った結果、予定価格内での金額提示があったことから、随意契約としたものです。

デジタル放送対応薄型テレビの契約についてですが、今回、新たに購入するテレビが設置されることに伴い、納入業者に引き取られる既設のテレビは、タイプA、タイプB、タイプCそれぞれ何台でしょうか？

<答弁>

納入業者に引き取られる既存のテレビの台数につきましては、タイプAでは122台、タイプBでは57台、タイプCでは45台となっております。

### (三問目意見・要望)

デジタルテレビ及び校務用パソコンの契約についてですが、予定価格の決定については、さまざまな事情、理由があったことは分りますが、市は入札の際、業者には、単価が割り切れる形での入札をお願いしていると伺っています。そうであれば、市の予定価格も単価が割り切れるように設定しておく必要があると思います。

また、デジタルテレビの契約についてですが、7月臨時会の文教常任委員会で、「既設のアナログテレビについては、使えるものは、有効活用を図るため、様々な方策について検討する」とご答弁を頂いており、私も使用可能なアナログテレビが廃棄処分されることなく、どこかの施設で利用するか、希望者に提供するなど、有効活用をとことん放って頂きたいと要望していました。もちろん、教育委員会だけでなく、庁内のご尽力頂いたとは思いますが、それでも、既設のテレビ224台、今回購入するデジタルテレビに対して75.4%が業者に引き取り処分されるということで、恐らくほとんどがまだ使用できるものだと思いますので、やっぱり残念でなりません。後々、処分するためにお金がかかるから、いずれアナログテレビは見れなくなるからというご意見もるかとは思いますが、業者引き取りによる処分ではなく、もう少し、有効活用する方法を検討して頂きたかったです。

太陽光発電システムの契約については、3回も入札してもらい、落札に至らなかったにも関わらず、落札できなかった業者と随意契約を行ったことは理解できません。指名競争入札で落札されなければ、一般競争入札に切り替えて入札を行えばよかったですと思います。その方が、税金の支出が抑えられる可能性があったと思います。先ほどのご答弁で「市にとって最も有利な条件を提示した者を契約の相手方とするのが原則」と仰られましたが、そうであれば、尚更、一般競争入札を行うべきだと思います。

また、市内業者に落札させることを目的として、随意契約をされたということであったとしても、3回もの入札で、少なからず入札金額を下げたにもかかわらず落札できず、最終的には、随意契約という形で、市の予定価格にまで抑えられて契約した市内業者が、ちゃんと利益を上げているのか疑問です。

豊中市では、物件供給契約については指名競争入札もしくは随意契約しか行っておらず、一般競争入札を行っておられませんが、他の自治体で物件供給契約においても一般競争入札を行っているところもありますし、今回のケースのように時間的制約などの課題があることは一定理解しますが、今後は、指名競争入札で落札に至らないケースについては、すぐに随意契約ということではなく、一般競争入札に切り替えて入札を行うことを是非とも検討し、実施して頂くことを要望しておきます。